

■改定内容一覧

2020年4月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員規約（ダイナスクラブカード／TRUST CLUB カード会員規約、SuMi TRUST CLUB コーポレートカード会員規約、コマーシャルカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という）の語句の定義と同様とします。	1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員規約（ダイナスクラブカード／TRUST CLUB カード会員規約、 <u>ダイナスクラブコーポレートカード会員規約</u> 、コマーシャルカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という）の語句の定義と同様とします。
5	-	5	1,2	ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムの利用のみとし、「ETCシステム利用規程」「ETCシステム利用規程実施細則」等道路事業者が定めた約款等に基づき利用するものとします。なお、道路事業者所定の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払ができるものとします。	<p>1. ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムによる有料高速道路での利用のみとします。この場合、「ETCシステム利用規程」「ETCシステム利用規程実施細則」等道路事業者が定めた約款に基づき利用するものとします。なお、道路事業者の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払いができるものとします。</p> <p>2. 会員は、ETCカードをETCシステムにおいて、<u>有料高速道路の決済以外のサービス支払いに利用することができる場合があります。この場合、会員は、本特約およびサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従い、ETCカードを利用するものとします。</u></p>

19LC-1622-202004